佐伯市農林水産祭「祭日豊」出店要項

１．開催日程等

（１）開催日時　 令和7年11月22日(土)～11月23日(日)

（２）開催場所　 佐伯市総合運動公園 遊具公園前駐車場特設会場

（３）主 催 者　 祭日豊実行委員会

（４）連 絡 先　 祭日豊「フード部門」事務局

佐伯市役所 3階 農政課 園芸振興係内

電話番号：0972-22-3239（直通）FAX番号：0972-22-3477

(５) 募集期間　　令和7年9月17日(水) ～ 令和7年9月30日(火)

２．出店内容

（１）営業時間

※原則として、２日間（22日(土)、23日（日））を通して出店いただける方を募集します。

※極端に早い時間に閉店することがないようお願いします。初日は19時まで。2日目は15時まで必ず営業してください。(天候等に左右されますが、販売品の十分な準備をお願いします。)

**11月22日(土)**

【昼のみ】9：00～17：30

【１日通し】9：00～20：00

**11月23日（日）**9：00～16：00

（２）テント及びキッチンカーでの飲食物等の販売

　出店場所：佐伯市総合運動公園駐車場

　出店数：店舗程度

　区画：1小間（2.7ｍ×3.6ｍ）

出店者：申込者及び出店者の住所が佐伯市内であり、佐伯市内に店舗等（工場、事務所、移動販売などを含む）を有し営業していること。

　　　　※相違があった場合理由を伺います。また、場合によっては出店をお断りすることがあります。\*名義貸しでの出店はできません。

　　　　※市内の出店者を優先させていただき、余剰の小間が出た場合は、市外からの出店も可能とします。

　　　　※各1小間が原則ですが、調理スペース等の問題で、どうしても2小間が必要な方は、事前(申込前に)にご相談ください。

（３）テントでの販売

　・1小間は、2.7ｍ×3.6ｍです。

　・主催者は、場所の提供のみを行います。

・テント及び長机２台、椅子２脚は主催者でご準備いたします。※机、椅子は持込可

・ウエイト（20㎏）は、主催者で準備します（1小間につき最大4つまで）。

・流し台は会場内に１,2か所ご準備いたします。

・そのほか必要資材は出店者で用意していただきます。

・備品の損壊、汚損、紛失があった場合は弁償をお願いいたします。

・煙を発生させる店舗については、申込時にお知らせください。

・電気を必要とする出展者は各自で電源（発電機持込等）の確保をお願いします。

・発電機の持ち込みを行う予定の出展者は、申し込みの際にお知らせください。

（４）キッチンカーでの販売

　・1小間は、キッチンカー1台分です。

・1団体1台分のみです。

・キッチンカーのサイズをお知らせください。

　・主催者は、場所の提供のみを行います。

・キッチンカー、電気等の必要資材は出店者で用意していただきます。

（５）出店当日について

・飲食品を取り扱う店舗は、保健所への一時的営業許可申請を各自で行ってください。

　販売可能な飲食品については保健所へ確認してください。事故等があった場合の責任は負いかねます。

・出店者の駐車場は、関係者駐車場（ステージ裏側）を利用してください。＊駐車許可証発行

　※駐車台数に限りがあるため、１出店者につき１台までです。

・祭日豊終了後に各店舗の売上げを事務局へ報告していただきます。

　売上報告書については、その日ごとに会場の総合案内所へお持ちください。

・出店場所(小間割り)は、事務局で厳正抽選し、出店者会議時にお知らせします。

　※煙を発生させる店舗については、予め調整させていただきます。

★準備・引き上げについて★

**11/21(金)　(準備)１3:００～１7:００ 会場内へ車両乗り入れての準備可。**

**11/22(土)　(準備)関係者駐車場に駐車し、台車等で荷物を運んでください。**

※８：４５までは会場内での、一時的な荷下ろし作業は可能です。

　　　　　　　　　 ※本部（総合案内所）開設は８:００ですが、それより前の準備も可能です。

**11/22(土)　(引き上げ)台車等を使用し、駐車場まで荷物を運んでください。**

**11/23(日)　(準備)(引き上げ) ＊11/22と同様**

※キッチンカーは両日とも8：45までには所定の位置に停車ください。

（６）出店料

　　２日間（11/22(土)・11/23（日））＝4,000円

※どちらか1日だけの出店＝3,000円

※出店者説明会以降の辞退につきましては、いかなる理由があっても出店料の返還はいたし

ません。ただし、主催者都合による全ての行事を中止する場合等を除きます。

（７）ゴミの処理について

祭会場内にゴミステーションを準備いたします。専用のゴミ袋を１枚２００円で本部（総合案内所）にて販売いたしますので、ゴミステーション利用の方はご購入の上ご利用ください。専用のゴミ袋以外のゴミは受付いたしませんのでご了承ください。

　　※資源ごみ・その他のゴミで分別をお願いいたします。

（８）禁止事項・注意事項

　・申請者の名前は当日、現場で出店を行う方のお名前にて申請してください。相違があった場合は理由を伺い、場合によっては出店をお断りする場合があります。

　・申請いただく住所、電話番号について、**必ず連絡の取れるものを記入**ください。

　・備品の破損、汚損、紛失があった場合は出店者へ弁償をお願いします。

・決定した出店場所の出店者間による移動変更はできません。

・小間の又貸しは禁止します。

・出店スペースの拡幅（陳列棚等を小間からはみ出して設置すること）は禁止します。

・火気を使用する場合は、消火器（10型以上）の準備をお願いします。

　当日に消防署が設置の確認をします。消火器がない場合は営業ができなくなります。

・火気を使用する店舗は、防火板を敷くなどの防火養生を行ってください。

油や液体物等を扱う店舗は、各自で路面等の保護材の設置を必ず行ってください。

・イベント終了後、各自使用した場所の清掃を必ず行ってください。

路面（地面）の汚れが目立つ場合は、次回からの出店をお断りする場合があります。

・出店を辞退される場合は、出店者会議までに必ず事務局まで申し出てください。

無断で出店を取り止めた場合は、次回からの出店をお断りする場合があります。

３．その他

（１）**祭日豊で販売及び提供する物は、原則、佐伯市（県内可）で生産された農林水産物又はそれを原料とした加工品であることとする。**

（２）各種感染症対策、衛生対策

（３）その他

・要項、誓約書の諸事項を必ず確認しましょう。

　・酒類の販売は可能です。取り扱う際は保健所へ許可申請を各自で行ってください。

・ルールを遵守して、一緒に楽しくイベントを盛り上げましょう。

**・出店者説明会は令和7年11月6日(木)15：00～ 市役所 ６F 第2委員会室にて開催予定。**

（４）初日夕方からは会場全体をバルーンライトで照らします。（事務局手配）

★お願い

(１)一時営業許可の写し(必要店舗のみ)、出店者誓約書、暴力団でない旨の誓約書、参加料を提出されていない出店者は、必ず**11月6日(木)15：00～までに**ご提出ください。

　　※出店者説明会時に提出しても構いません。

(２)１１月２１日（金）に準備に入る出店者は、会場入りの時間をお知らせください。

【提出・回答場所】

〒876-8585　大分県佐伯市中村南町1-1

佐伯市農林水産部　農政課　園芸振興係内

「祭日豊」フード部門事務局

TEL：０９７２－２２－３２３９　担当：中村